

標題

改正 MARPOL ANNEX V に基づく鑑定サービスについて

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0932
発行日 2012年11月30日

各位

2011年11月10日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0872 にてお知らせしましたとおり、改正 MARPOL ANNEX V (Resolution MEPC.201(62))が2013年1月1日に発効します。改正 MARPOL ANNEX V では、船舶からの廃物排出を原則的に禁止しつつ、環境に悪影響を与えない限りにおいて貨物残渣や貨物倉洗浄剤など一定の条件下において例外的に排出を認めるなど、排出方法や排出記録簿(Garbage Record Book)の様式などの改正が行われており、船舶所有者には、船舶に搭載される廃物管理計画(Garbage Management Plan)や排出記録簿様式の改正などを含む改正条約への対応が求められています(条約の規定には、従来同様、主管庁(または RO)による廃物管理計画の承認、条約証書の発行及びそのための検査に関する規定はありません)。

弊会では、従来から、船舶所有者等のご要望により MARPOL ANNEX V に関する鑑定サービスをボランティアベースで実施しています(ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0307 参照)が、改正された MARPOL ANNEX V についても同様の鑑定サービスを提供中です。

改正条約に基づく鑑定書の発行又は廃物管理計画(Garbage Management Plan)の審査をご希望される場合は、最寄りの支部・事務所に申請をお願いします。なお、鑑定書を発行する場合は、弊会の審査を受けた廃物管理計画等の備付け及び同計画で規定した措置の実施状況等の確認のため、船舶への臨検が必要になります(廃物管理計画の審査のみの場合は、船舶への臨検は実施されません)。

(注)これまで発行した従来の様式での鑑定書は、改正条約が発効する2013年1月1日をもって有効性を失いますのでご留意願います。また、弊会が今後申請に基づき発行する鑑定書の様式は、条約が引用するガイドラインの変更等に伴い、その一部が改正されております。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2022/ 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

◇2018年3月31日までの担当部署

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター テクニカルサービス部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2175

Fax: 03-5226-2177

E-mail: mid@classnk.or.jp